令和７年（フ）第７１号
兵庫県南あわじ市八木鳥井418番地19
破産者　土居　良成
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第３１２号
奈良県生駒郡斑鳩町興留２丁目５番41号（206）
破産者　松村　和弥
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４５号
代替住所Ａ（旧住所　広島市中区田中町６番16―405号）
破産者　大田　朋枝
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５２号
長崎県島原市下新丁2477番地１　林田貸店舗アパート２Ｆ
破産者　根本　匡晴
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１０号
宮崎県日南市西弁分四丁目４番地４
破産者　宮浦　知保
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和７年（フ）第７２号
宮崎県都城市山田町山田6191番地
破産者　山下　正勝
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１２号
宮崎県都城市都原町25番地10
破産者　天野志緒理
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

令和７年（フ）第２１号
埼玉県秩父郡長瀞町大字野上下郷967番地
破産者　株式会社松本商店
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和７年（フ）第５１号
宮崎県都城市下長飯町1751番地36
破産者　合同会社ケアサポート絆
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第８６５号
福岡市東区和白東５丁目４番14―101号　エスコート福工大前Ｂ棟
破産者　中山　裕亮
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第９１５号
埼玉県越谷市蒲生旭町２―３　クレスト307、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市7789番地１
破産者　川村　豊彦
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和６年（フ）第８３号
新潟県糸魚川市大字寺地3074番地　ふくがくちの里、開始決定時の住所新潟県糸魚川市大字大野397番地41
破産者　和田　　勇
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第２０００号
大阪市中央区大手前１―７―31ＯＭＭビル16Ｆ
破産者　新栄プラント建設株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
2　一般調査期日　令和８年11月12日午後３時
令和８年８月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１３号
兵庫県洲本市新村50番地
破産者　川添建設株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年10月１日まで
2　一般調査期日　令和８年11月30日午前11時30分
令和８年８月17日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第１４号
兵庫県洲本市新村50番地
破産者　川添　文宏
1　破産債権の届出期間　令和８年10月１日まで
2　一般調査期日　令和８年11月30日午前11時30分
令和８年８月17日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産管財人追加選任

令和８年（フ）第１４４号
高知県南国市稲生１８６７番地６
破産者　有限会社中沢建材
次の者を破産管財人に選任する。
弁護士　稲垣　健吾
令和８年８月１０日
高知地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４９号
高知県南国市稲生１８１１番地の４
破産者　中澤　正光
次の者を破産管財人に選任する。
弁護士　稲垣　健吾
令和８年８月１０日
高知地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和４年（フ）第６０３号
福岡県直方市大字下境字古田前3820番地
破産者　株式会社筑豊食品
異議申述期間　令和８年10月13日まで
令和８年８月12日
福岡地方裁判所第４民事部